

万が一の備えはお済みですか？

火災保険請求は「保険請求のアシスト」へ！

火事や地震などで自宅が損壊してしまった……そんな「万が一」の事態に備えるのが「火災保険」です。

「保険請求のアシスト」は、お客様に寄り添った建物損害調査のアドバイスをもとに、火災保険の有効活用をご提案・保険請求の手続きを徹底サポートいたします！

火 災 保 険

火災保険のカバー範囲は広い！



サービス内容

現地調査調査報告書作成

プロの診断士がお客様のお住まいや建物を拝見し、損傷箇所がないか、建物調査を行い、調査報告書を作成します。

見積書作成

保険会社に提出するための、修繕費用の見積書を作成します。

保険請求サポート

お客様が保険会社に保険請求を行う際、お客様が安心して対応できるようサポートします。

火災保険を掛けていらっしゃる方の中には「火災保険は火事による損害しか補償してくれない」と思っている方も多いのではないのでしょうか？

それは大きな誤解です！

「火災」と名前がつくことから、火災保険の損害補償範囲は火事によるものだけと思われがちですが、実際にはそれ以外の災害による損害も補償してくれます。

< 実例紹介 >

- ① 一戸建て
状況：カラーベスト破損、樋変形
お客様受け取り保険金額・・・**70万円**
- ② 2階建てアパート
状況：外壁破損、樋変形、集水器破損
お客様受け取り保険金額・・・**120万円**

< 完全成功報酬制 >

保険金が支払われた場合にのみ、一部手数料を頂戴いたします。

お客様の目線から
徹底サポートいたします！



お気軽にお問い合わせください
カスタマーサポートセンター
京都市下京区大坂町400 三善ビル1F
info@hoken-assist.info

火災保険・地震保険の基礎知識

■火災保険■

- ① 前提 火災保険（共済全般もOK）に加入している
- ② 対象 保険・共済に加入している建物全てが対象
- ③ 目的 自然災害による物理的損害の実損額の実損額の補償または保障
- ④ 用途 損害（被害）をお金で支給する制度なので、保険金（お見舞金）で工事する義務はありません。（自由）
- ⑤ 保険料 保険金（お見舞金）が支払われても保険料は据え置き
- ⑥ 税金 非課税（個人の場合）

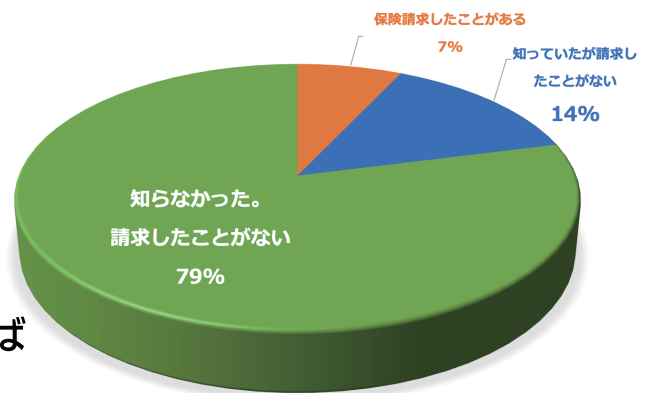
■地震保険■

- ① 前提 地震保険（特約扱い）に加入している
- ② 対象 保険・共済に加入している建物
- ③ 目的 被害を受けた方々に対する生活の安定に寄与するための「お見舞金制度」
- ④ 用途 自由（特に地震被害箇所の修復義務はありません）
- ⑤ 保険料 保険金（お見舞金）が支払われても保険料は据え置き
- ⑥ 税金 非課税（個人の場合）

自然災害で損害を被り、保険を請求したことがある方は7%に留まります。90%以上の方は、火災保険を掛けていても請求したことがないので！

ほとんどの方が損確定！

保険請求のアシストにお任せいただければお客様が損をすることはありません！



完全成功報酬制

- 建物の構造、品質管理に精通した専門スタッフが無料でおお客様の建物を細部にわたり徹底調査します！
- 建物の損害が無くても手出し費用はありません。
- 保険金が支払われなかった場合、料金が発生することはありません。保険金が支払われた場合にのみ手数料を頂戴します。

被害に遭われたお客様は、なかなか保険の請求まで手が回らないという方も少なくありません。

万が一のときは、お気軽に「保険請求のアシスト」にご連絡ください。

誠心誠意、お客様の保険請求をサポートさせていただきます。